

# 生 活

本校では、この大切な3年間で君たち一人ひとりが、高校生らしく、楽しく充実した学校生活を送れ、進路実現ができるように、「高校生活のきまり」を定めています。「高校生活のきまり」を守り、楽しく充実した高校生活を送ってください。

## 「高校生活のきまり」

### 1 服装について

(1) 登下校及び校内では本校制服を着用すること。

(2) 制服については、次に規定するものとし、清潔感のある身なりを保つこと。

〈Aタイプ〉 指定のブレザー、スラックス、ネクタイ、カッターシャツを着用すること。

スラックスはウエストで着用し、腰履きしないこと。

〈Bタイプ〉 指定のブレザー、スカート、リボン、カッターシャツを着用すること。

スカートの丈はひざ上程度とし、折り曲げて着用しないこと。

《夏 期》 指定の半袖シャツを着用しても良い。

《冬 期》 防寒着として、指定のベスト・セーターを着用しても良い。

※制服には必ず記名をすること。

※どちらのタイプを選択してもよい。

《冬 期》

《夏 期》



〈Aタイプ〉



〈Bタイプ〉



〈Aタイプ〉



〈Bタイプ〉

- (3) 靴、鞆・・・学校生活にふさわしいものとし、授業に支障のないものを使用すること。
- (4) 靴 下・・・〈スラックス着用時〉白、黒、紺のものとする。くるぶしが隠れるものとする。華美なものは不可とする。  
〈スカート着用時〉紺、黒のハイソックスとする。ストッキングを着用する場合は黒色の無地とし、肌の透けないものとする。
- (5) コート類・・・防寒着として、華美でないコート等を着用しても良い。
- (6) 衣替え・・・気候を考慮して弾力的に運用する。

## 2 生活について

- (1) 高校生活にふさわしい身だしなみについて
  - ア 頭髪は、清楚で、授業や実習、部活動に支障のない髪型とする。  
また、頭髪に手を加えず、特異な髪型にしないこと。  
※ 頭髪について相談がある場合は、入学時に生徒支援室へいくこと。
  - イ 化粧をしたり、髭を生やしたりしないこと。  
また、装飾品は身に付けないこと。
- (2) 学習に必要な無い金品を持ち込まないこと。  
また、貴重品は各自の責任において管理すること。
- (3) スマートフォン等の使用については、本校のルールを遵守すること。
- (4) 交通法規を守る。特に、四ない運動「車（二輪・四輪）の免許を取らない、車に乗らない、車に乗せてもらわない、車を買わない」を遵守すること。
- (5) 以下の事項は禁止する。
  - ア 金品の貸借
  - イ 火気使用
  - ウ 部室やロッカー等の目的外使用

## 3 届出について

- (1) 欠席や遅刻をするときは、保護者に学校へ連絡をしてもらうこと。
  - ア 遅刻したときは、所定の手続きを行った後、教室に入ること。
  - イ 早退するときは、所定の手続きを行い、必ず帰着確認の連絡を行うこと。

- (2) 次の事項が発生したときは、速やかに学級担任または関係職員に届け出ること。
  - ア 校舎、学校備品、樹木等の破損
  - イ 金品の遺失または拾得、盗難
- (3) 次の事項を行うときは、学級担任または関係職員に届け出て許可を得ること。
  - ア 登校後から日課終了時刻の間の校外への外出
  - イ 校舎、学校備品、体育施設等の使用
  - ウ 印刷物の発行、校内掲示
  - エ 校内放送
- (4) アルバイトを希望する場合は、保護者及び学級担任と相談の上、「アルバイト届け」を提出すること。
- (5) 自動車や二輪車等の運転免許の取得は許可しない。ただし、3年生の進路決定者に対しては、特別に入校を許可し便宜を図る。
- (6) 警察官や補導員に補導を受けたときは、速やかに学校へ申し出ること。
- (7) 交通事故に遭ったときは、速やかに報告し「交通事故調書」を提出すること。

### 3. 自転車通学について

- (1) 自転車登録
  - ア 自転車通学を希望する生徒は、点検整備され、安全に走行でき、通学に適した自転車を使用する。
  - イ 自転車登録カードを提出し、本校指定の登録ステッカーを貼ること。部活動等で使用する自転車も、校内に乗り入れる自転車は登録をする。
  - ウ 自転車はクラスごと、指定された自転車置き場に駐輪する。
  - エ 定期的に登録ステッカー等の確認を行う。無登録の自転車は放置自転車として処分する場合がある。
- (2) 自転車保険
  - 自転車乗車中に自身がケガをした場合や、他人にケガをさせてしまった場合の賠償責任などに備えて加入すること。家庭で加入している保険に自転車保険に関する事項が含まれている場合もあるので確認すること。
- (3) 交通法規を守る
  - ア 自転車は、車と同じ車両です。ながら運転（スマホを見ながら、イヤホン等を付けて音楽を聴きながら、傘を差しながら）は禁止されています。
  - イ 雨天時は必ず雨合羽を着用すること。
  - ウ 交通事故等が発生した時には、相手を確認し、速やかに110に連絡すること。

#### 4. 改正の手続きについて

改正に当たっては、生徒（生徒会）の意見を聞いた上で、学校に設置されている学校運営協議会（保護者・地域住民・学校関係者が参画する会）で協議を行って、決定・実施することとする。